

契約条項目録

1. 1 調査委任契約書「6. 契約の解除に関する定め」

- ① 乙の都合により本契約の解除又は変更をする場合は、担当者に電話で通知する事と致します。

[1] 調査着手前である場合、解約手数料として調査料金の8%を乙は甲に支払うものと致します。

イ) 調査料金が受領済みの場合、受領金額から解約手数料を控除した残金を返金致します。

ロ) 調査料金が未受領である場合、解約手数料として調査料金の8%をお支払い頂きます。

[2] 調査着手後である場合、実際に稼働した調査料金及び解約手数料として調査料金の20%を乙は甲に支払うものと致します。〔注〕調査企画（企画会議、担当調査員決定まで）データ調査、準備、待機、事前調査等を行った場合は、着手後と該当致します。

イ) 調査料金が受領済みの場合、受領金額から実際に稼働した調査料金及び解約手数料を控除した残金を返金致します。

ロ) 調査料金に未受領がある場合、実際に稼働した調査料金及び解約手数料として調査料金の20%をお支払い頂きます。

1. 2 重要事項説明書「5. 契約の解除に関する事項」

- ① 乙の都合により本契約の解除又は変更をする場合は、担当者に電話で通知する事と致します。

[1] 調査着手前である場合、解約手数料として調査料金の8%を乙は甲に支払うものと致します。

イ) 調査料金が受領済みの場合、受領金額から解約手数料を控除した残金

を御返金致します。

ロ) 調査料金が未受領である場合、解約手数料として調査料金の8%をお支払い頂きます。

[2] 調査着手後である場合、実際に稼働した調査料金及び、解約手数料として調査料金の20%を乙は甲に支払うものと致します。〔注〕調査企画(企画会議、担当調査員決定まで)データ調査、準備、待機、事前調査などを行った場合は、着手後と該当致します。

イ) 調査料金が受領済みの場合、受領金額から実際に稼働した調査料金及び、解約手数料を控除した残金を御返金致します。

ロ) 調査料金に、未受領がある場合、実際に稼働した調査料金及び、解約手数料として調査料金の20%をお支払い頂きます。

2. 1 調査委任契約書「6. 契約の解除に関する定め」

④ 調査期間中は、原則として調査内容を報告しないものと致します。(万一、調査期間中に経過報告をし、その結果、調査続行が不可能になった場合は調査を終了し、費用の返金はないものと致します。仮に何らかの理由により調査が発覚した場合は調査期間を一定期間空け、再び調査を行い、返金はないものと致します。)

2. 2 重要事項説明書「5. 契約の解除に関する事項」

④ 調査期間中は、原則として調査内容を報告しないものと致します。(万一、調査期間中に経過報告をし、その結果、調査続行が不可能になった場合は調査を終了し、費用の返金はないものと致します。仮に何らかの理由により調査が発覚した場合は調査期間を一定期間空け、再び調査を行い、返金はないものと致します。)